

平成28年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年11月30日(水) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 早津和一 | 委員 | 2番 | 高橋義勝 | 委員 |
| 3番 | 今井直敏 | 委員 | 4番 | 滝田文雄 | 委員 |
| 5番 | 我妻貢 | 委員 | 6番 | 山本繁夫 | 委員 |
| 8番 | 鈴木滋夫 | 委員 | 9番 | 緑川喜文 | 委員 |
| 10番 | 齋藤茂 | 委員 | 11番 | 星保雄 | 委員 |
| 12番 | 和田一男 | 委員 | 13番 | 塩田一也 | 委員 |
| 14番 | 矢吹幸彦 | 委員 | 15番 | 大戸文治 | 委員 |
| 16番 | 本宮勝正 | 委員 | 17番 | 矢野正則 | 委員 |
| 18番 | 北野唯道 | 委員 | 19番 | 砂塚功 | 委員 |

欠席農業委員(1名)

7番 有賀良雄 委員

出席農地利用最適化推進委員(17名)

| | | | |
|------|----|------|----|
| 茂木一男 | 委員 | 佐藤良一 | 委員 |
| 鈴木信秋 | 委員 | 樋口幹夫 | 委員 |
| 邊見芳正 | 委員 | 篠宮四郎 | 委員 |
| 齋藤一廣 | 委員 | 小泉光敏 | 委員 |
| 深谷昭 | 委員 | 矢内照美 | 委員 |
| 鈴木茂次 | 委員 | 橋本賢一 | 委員 |
| 深谷宏光 | 委員 | 円谷隆男 | 委員 |
| 秋元幸一 | 委員 | 山内喜一 | 委員 |
| 富永進 | 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

高 久 亨 委員 飛知和 金一 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願いの申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 事務局長 | 森 正樹 | 主幹兼次長兼係長 | 橋本 浩一 |
| 主 査 | 高橋 早苗 | 主 事 | 高畑 祥史 |
| 表郷分室長 | 穂積 明 | 大信分室長 | 菅森 利栄 |
| 東分室主任主査 | 長谷川 清 | | |

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が6件、合わせて15件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。冬も本番に差しかかってきたなど思わせるような寒い日が時々ございまして、氷ももう何度か張ったようでございます。そんな中、最近のニュースを見てみますと、農業改革が決定というようなことがきょうの新聞にも載っておりました。農林水産業の地域の活力創造本部長は首相だそうですが、新たな農業改革となる農業競争力強化プログラム、これを決定したということでありまして、その中には13項目、項目で申し上げますと、一番言われております生産資材の引き下げ、流通・加工構造の改革、その他たくさんありますが収入保険制度の創設、土地改良制度の見直し、飼料用米の推進、そのほか全部で13項目にわたっております。

この改革は官邸では50年ぶりの改革だというふうにして、この新たなプログラムというものを来年の通常国会に関連法案を提出する方針ということでございまして、内容につきましては我々農業委員会農地法と同じように、間に合わないとなればある程度、十把一からげというか、複数の法案を束ねて一括審議を求めることも検討しているというようなことも聞かされておりました。また、ほかの新聞によりますと、TPPが漂流だというふうな見出しで書いておる新聞もございました。厳しい改革になるかと思いますが、我々農業者にとって悪いことばかりではないと思いますので、ひとつ注意深く見守りながら進めていきたいというふうに思っております。私は、明日は東京の方で全国会長、それから代表者会議というのがございまして東京のほうに出張してまいります、そこでも代議士にまた要請活動等を行う予定になっております。厳しい中、何とか農業のために注意深く見守りながら、要請しながら、皆さんと一緒に進めていきたいなというふうに考えております。

本日、15件を審議いただくわけではありますが、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして初めの挨拶といたします。

それでは、ただいまより第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、16番、本宮勝正委員、18番、北野唯道委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告します。

7番、有賀良雄委員、高久亨委員、飛知和委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願いの申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 議案書の2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願いの申請について。買受適格証明願いについて申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成28年11月30日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、3ページをごらんください。

【買受適格証明願 朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 買受適格証明願いの申請についてを審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉といたします。

昨日ですが、星委員と譲受人立ち会いのもと、この申請内容を確認いたしました。申請内容には間違いがなく、なお、周辺農地にも影響がないものと考えますので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、買受適格証明願いの申請についてを原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (橋本主幹兼次長兼係長) 8ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年11月30日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (高橋主査) それでは、9ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る11月20日、鈴木滋夫委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人とも11月20日に現地でお会いし、申請内容について確認したところ、他の地域との支障もなく管理されていることを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る11月19日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましても、去る11月20日、今井直敏委員さんと現地で調査を行いました。譲渡人、譲受人に現地でお会いし、申請内容について問題ないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺・旗宿担当の矢内です。

この申請につきましても、去る11月23日に、私と緑川委員さんと、譲受人の3名で申請内容を確認したところ、申請内容に相違ないと思われますので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 11ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年11月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 12ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の主として第1種農地以外の事業に該当すると判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺・旗宿担当の矢内です。

この件につきましては、11月27日に、譲渡人と緑川委員さんと3名で申請内容の確認を行いました。申請内容については別に問題はないと確認しております。また、施設ができた後には、周囲の環境は今までどおりきれいに維持していくということの確認をとっておりますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 19ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可

できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的に問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請については、去る11月27日に、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特にないと思われれます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 24ページをごらんください。

【その3朗読】

区域内の農地の規模が10ヘクタール未満であるため、市街地近傍小集団農地に該当することから、立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る11月23日、滝田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 29ページをごらんください。

【その4朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第1種中高層住居専用地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当鈴木です。

今回の申請につきまして、11月26日、齋藤委員さん、私。それに譲渡人、譲受人の方両名が都合悪いということで、電話で事前に内容について確認しておきました。

なお、両名の委任を受けた行政書士さんが現地立ち会いをいたしまして、再度、申請内容について聞き取りいたしまして、申請内容のとおりということで、また、生活雑排水にもありますように、全て市の道路、それから市の下水に繋ぎ込むということで何ら問題ないと思います。皆様の審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 35ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成28年11月30日提出。会長砂塚功。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第6号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第6号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

そのほか、総体的に何か委員の皆様ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局お願いいたします。

事務局長 それでは、前回の総会において検討をお願いしておりました平成29年度の農作業賃金につきまして、これから各地区ごとに別席で協議決定をお願いしたいと思います。時間につきましては、約20分程度を目安をお願いしたいと思います。

なお、決定いたしましたら、また議席にお戻りいただきまして、各地区代表委員より報告をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

なお、場所ですが、右手の後ろが白河地区、左手の前から表郷、大信、東ということで、移動の上、協議をお願いいたします。

会 長 それでは、目安を3時5分といたします。

それでは、各地区に分かれて審議方よろしくお願い申し上げます。

(各地区で審議)

会 長 それでは、審議を再開いたします。

各地区代表の委員より、審議いただいた結果をご報告いただきたいと思います。

最初に、白河地区代表、和田委員より報告をお願いいたします。

和田委員 白河につきましては、労賃協定は現状維持といたします。ただし、消費税分3%に外税として加算してくださいということで今まで行ってきましたが、ほか地区と合わせまして、税込みとするように決定しましたのでよろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、表郷地区代表、今井委員より報告をお願いいたします。

今井委員 表郷地区では、協議の結果、前年度と同じ価格で行いたいということです。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、大信地区代表、北野委員より報告をお願いします。

北野委員 大信地区も前年同様で。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、東地区代表、矢吹委員より報告をお願いします。

矢吹委員 東地区も前年と同様ということでございます。追加で、マニアスプレッダーで、堆肥散布を1反歩当たり3,600円ということで、それを追加したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、マニアスプレッダーの作業を新設し、価格を3,600円というふうにしたということで、10アール当たりですね、3,600円ということでございますので追加しておいてください。ありがとうございます。

では、各地区代表より報告がありましたらご意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、平成29年度農作業賃金について報告内容のとおり決定いたします。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 事務局。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず1点目でございますが、農地転用許可の権限移譲関係についてお知らせいたします。白河市は平成23年4月1日から、2ヘクタールまで農地転用の許可権限を福島県から移譲されているところでございますが、先の国の第5次地方分権一括法の成立と権限移譲の特例制度によりまして、4ヘクタールまで許可権限の面積が拡大する見込みとなっております。今後、県の条例改正などの手続が済みますと、来年、29年4月1日から適用される予定となっております。

続きまして2点目ですが、皆様のお手元に来年の農業委員会手帳を配付させていただきました。なお、後ほど今年の手帳から来年の手帳へ身分証明証の入れかえをお願いしたいと思います。

次に3点目ですが、農業者年金のパンフレットとタオルを配付させていただきました。今後、農業者年金の加入推進につきまして特段のご協力をお願いします。

最後に、次回の総会につきましては、12月26日月曜日、午後2時からこの場所で開催をしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第11回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時45分)
